

2020年4月16日

大会報告を希望される方の入会申込み期限変更について

日本財政学会代表理事  
池上 岳彦

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する政府の「緊急事態宣言」が出されたことに伴い、施設の閉鎖、会議の中止・延期等の理由により、本学会に未加入の方が大会報告を希望される場合、入会申込みに必要な書類を整えるのに時間がかかることが予想されます。

そこで、今回の大会において報告を希望される方の入会申込手続きについては、既に『日本財政学会第77回のご案内と報告募集』でお知らせしましたが、それを以下の通り変更します。

- (1) 同文書（4ページ）にある「仮入会による報告申込」の手続きのうち、入会申込書の学会事務局への送付〔必着〕（ステップ1）の期限を、4月24日（金）から5月15日（金）に延長します。
- (2) 仮審査を通った場合、①会費振込みのご案内を行います（5月29日（金）締切）。それと同時に、②「仮会員IDとパスワード」を発行・通知して、報告申込みを行うことができるようにします。（ステップ2とステップ3の統合）
- (3) 5月29日（金）までに会費が納付されなかった場合、すでに報告申込みを行っていても、それを無効とします。ただし、入会申込みは有効なので、遅れて会費を納付すれば、会員として大会に参加することはできます。

では、まだ入会していない財政学研究者の皆様にぜひご入会いただき、大会でご報告されるよう、あらためてご案内申し上げます。

以上

（『日本財政学会第77回のご案内と報告募集』については、上の内容を反映した改訂版を掲載しています。）